平成２８年（フ）第２０５号
千葉県浦安市猫実１丁目８番１－102号　猫実第２市営住宅
債務者　亀井　利恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４６号
千葉県船橋市高根台５丁目１番269棟101号
債務者　菊池　久男
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５９号
千葉県市川市鬼高２丁目24番９号　（ピュアハウス中山Ｂ棟105号）
債務者　大野　祐一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
長崎県長崎市赤迫２丁目12番６号　ウィズ赤迫101号、旧住所長崎県長崎市つつじが丘４丁目16番15号　扇コーポＤ号
債務者　酒井　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地２－１棟302号
債務者　熊谷　洋美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
熊本県玉名市岩崎670番地１　メゾンＲＹＵ106号
債務者　石本由紀子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第９９号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城421番地８　レオパレスＲｙｕ104
債務者　宮國江理奈
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４１号
北海道余市郡余市町黒川町15丁目17番地３、前住所北海道帯広市西７条南２丁目11番地　ＰＬＡＩＮ２－15号室
債務者　清水　嘉一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４２号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目13番地９　福井アパートＢ－２、前住所北海道余市郡余市町黒川町16丁目13番地９　清水アパート
債務者　小林　政広
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４３号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目13番地９　福井アパートＢ－２、前住所北海道余市郡余市町黒川町16丁目13番地９　清水アパート
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４２号
北海道苫小牧市永福町２丁目13番28号
債務者　佐々木あかね（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４５号
北海道苫小牧市北栄町４丁目11番33号
債務者　岡田　慎也
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４７号
北海道苫小牧市高砂町２丁目７番25号　みのり荘第２
債務者　山田　芳樹
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３３号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外22番地３　ボヌールアヴニール203、前住所青森県八戸市桜ヶ丘２丁目１番12号　メゾンフローラ310号室
債務者　大谷　彰弘
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
青森県八戸市城下３丁目13番30号　メゾンエトワールＥ－５、前住所青森県八戸市柏崎５丁目６番23号
債務者　小山真砂子（旧姓濱谷）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目17番地279　コーポ汐風Ａ－１、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東６丁目９番地102
債務者　松浦　晶信
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係